

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 24 日現在

機関番号：31302

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25885076

研究課題名(和文) 裁判員制度のコミュニケーションに日常的規範が及ぼす影響に関する会話分析研究

研究課題名(英文) A conversation analytic study of the effects of common sense knowledge on the communication in Saiban-in system.

研究代表者

小宮 友根 (KOMIYA, Tomone)

東北学院大学・経済学部・准教授

研究者番号：40714001

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：裁判員裁判の模擬評議の録画データを分析することで、以下の知見を得ることができた。(1) 司会の裁判官が用いる「裁判員全員に向けた行為連鎖開始活動」によって、裁判員は「誰が話し手になるべきか」「どの順序で話し手となるべきか」という順番交替上の問題に直面する。(2) 裁判官は「順々」という順番交替システムを採用することでこれらの問題を解決する。(3) 他方裁判員どうしが討議するためには「順々」システムから日常会話型のシステムへの移行が必要になる。

研究成果の概要(英文)：This study has shown the following results through the analysis of video-recordings of mock deliberations in Saiban-in system. (1) Sequence initiating actions performed by chief justice cause two turn taking problems for lay judges: "who will be the next" problem and "what order" problem. (2) As a means to solve these problems, chief justice invokes the "round" turn taking system. (3) On the other hand, lay judges have to invoke the turn taking system similar to ordinary conversation in order to argue with each other.

研究分野：社会学

キーワード：エスノメソドロジー 会話分析 裁判員裁判 評議コミュニケーション

1. 研究開始当初の背景

本研究が開始された2013年は、裁判員法附則9条に定められた検討の時期であり、裁判員制度に対してさまざまな見直しや提案がおこなわれていた時期であった。制度の問題点の検討は言うまでもなく重要なことである。しかし他方で、何が「問題点」とみなされるかは、制度の目的や意義についての解釈に依存する。そして裁判員制度の目的や意義については、必ずしも専門家のあいだで見解が一致しているわけではない(小宮 2013)。

こうした状況のもと、本研究は実際に裁判に参加する裁判員自身にとって裁判でのコミュニケーション、とくに評議で意見を述べるという活動が裁判員にとってどのように経験されるのかに焦点をあてた研究を試みた。裁判員は裁判でのコミュニケーションにみずからのもつ日常的知識や規範を動員しつつ、素人として参加する。そのことが裁判の方向性にいかなる影響を与え、また裁判員自身にとってどう経験されるのか、このことは裁判員制度の意義をいずれに解釈するにせよ、重要な探求対象であるはずだ。なぜなら、制度の目的や意義は参加する国民にとって透明にするには、最終的には実際に生じるコミュニケーション上にそれらをどう具現化するのかが考察されなくてはならないからである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、裁判員裁判に参加する人びとのもつ日常的規範が、刑事司法過程およびその結果である判決にどのような影響を及ぼすのかを、模擬裁判におけるコミュニケーションの分析をとおして経験的に明らかにすることにある。とりわけ、裁判員や裁判官が評議の中で用いる日常的規範が、裁判員の発言のしやすさや意見の内容に与える影響を明らかにすることを目指す。研究計画当初は尋問の中で検察官や弁護人が用いる日常的規範が裁判員の意見形成に与える影響もあわせて分析する予定であったが、この点は研究期間内に十分な成果を上げることができなかったため、以下では評議コミュニケーションの分析についてその方法と成果を述べる。

3. 研究の方法

(1) 会話分析

本研究は会話分析という研究方法にもとづいて計画されたものである。会話分析とは、実際に生じた会話の録音録画データを分析することで、人間が言葉を交わす中でコミュニケーションを組織するために用いるさまざまなプラクティスの構造を、会話参加者たち自身が配慮している微細な水準においてあきらかにする研究方法論である。

本研究でも会話分析の標準的な方法にない、録音録画データの撮影とトランスクリプトの作成をおこなっている。東洋学園大学の宮園久栄教授の協力のもと、2008年から2014年までのあいだに開催された模擬裁判の全過程を録画した。データの総時間は約50時間である。

(2) 研究の焦点

トランスクリプト作成の後、裁判員が発言順番を獲得する仕方ごとに裁判員の発言を分析・分類し、データコーパスを作成した。会話において会話参加者が発言順番を取得する仕方は二つに大別される。ひとつは現在の話し手から次の話し手として指定される仕方であり、もうひとつは自ら次の話し手として自己選択することである。本研究においては、分析対象が日常会話ではなく、裁判官が司会者となる特殊な制度的コミュニケーションであることを鑑みて、裁判員の発言取得を以下のよつつに分類した。

- 1) 裁判官に話し手として指定される
- 2) 裁判官の発言順番の後での自己選択
- 3) 他の裁判員に話し手として指定される
- 4) 他の裁判員の発言順番の後での自己選択

4. 研究成果

(1) 順番交替問題への裁判官の対処

評議コミュニケーションにおける裁判員の発言順番取得については独特の問題があることが先行研究においてすでに指摘されている(小宮 2012)。すなわち、評議において司会の裁判官はしばしば「裁判員全員に向けた質問」という形をとる。しかしながら、こうした質問の後に訪れるのは、多くの場合沈黙である。たとえば次のように。

【抜粋1】

01 J1: え::といま::法廷では::(0.4)
 02 えっとディーブイ専門家:の方 と
 03 え::と被告人が::>証言台に立って
 04 お-<話を(.)したんですけども::
 05 .hh n:::n まあまず なにか 質問
 06 みたいなのは ありますでしょうか。
 07 (9.0)

抜粋1では、05-06行目で裁判官が裁判員全員に質問を求めているが、07行目で9秒という比較的長い沈黙が生じている。

こうした沈黙は、大きくわけて以下のふたつの問題から生じていると考えられる。

(a) 「誰が発言するか」問題

裁判員全員に向けられた質問は、その質問に答えるのが誰かを指定しない。つまり次の話し手を指定しない。それゆえ裁判員のほうからしてみれば、6人のうち誰が発言するかを考慮しなければならないという問題が生じる。このことは、質問に答えるにあたって裁判員がしばしば裁判官から「指名を受け

直す」ことに見て取れる。

【抜粋 2】

- 02 J1: 殺意の有無 (.) について、なにか
03 (.) また ある なし (.) かなにか
04 あれば
05 (1.0)
06 ((S1 が挙手))
06 J1: はい((S1 を指示))

抜粋 2 では、裁判官が裁判員全員に質問したあとの若干の沈黙の後、ひとりの裁判員が手を挙げて発言の許可を求めている。このことは、裁判員全員に向けた質問だけでは、他の裁判員ではなく自分が発言順番を獲得する理由として不十分であるという裁判員の理解を示しているように思う

(b)「どの順序で発言するか」問題

評議においては、合議体は基本的に全員一致を目指し、見解がわかれる場合には多数決で判断を下す。そのため、ひとつの論点について、参加者全員が自らの見解を表明することが必要になる。しかしながら、裁判員全員に向けられた質問は、6 人の裁判員がどの順序で自分の見解を述べるべきかを指定しない。したがって裁判員のほうからみれば、誰から発言するのかを考慮しなければならぬという問題が生じる。

【抜粋 3】

- 01 J1: これについていかがでしょうかね
02 (4.0)
03 S6: 全員で述べるんですか
04 J3: そうで[すね
05 J1: [もう はい=
06 S6: =はい () こっちら

抜粋 3 では、裁判官による、裁判員全員に向けた意見の求めのあとに 4 秒の沈黙が生じている。その後ひとりの裁判員が「全員が意見を述べる」ことを確認し「こっちら」と言っ自分の意見を述べはじめる。ここには、発言すべき参加者が複数いること、またその参加者間の発言の順序を裁判員が気にしていることが見て取れると思う。

さて、裁判員に円滑に意見を述べてもらうために、裁判官はこうした問題に対処しなければならない。じつは、上記のふたつの問題には、一挙に対処することの解決策があり、実際裁判官は、裁判員全員に向けた質問に対して沈黙が生じたあと、この解決策を採用する。それが「順々」システムである。

順々システムとは、一番端に座っている裁判員を指名し、次にその隣に座っている裁判員を指名し、反対側の端に座っている裁判員が意見を述べるまでそれを繰り返すという発言順番交替のシステムである。このシステムは、「誰が発言するか」問題と「どの順序で発言するか」問題を一挙に解決することができる。

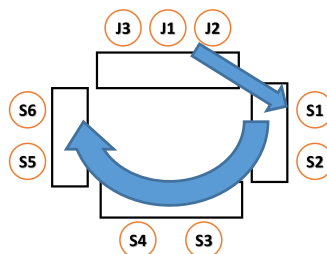
まず「誰が発言するか」問題については、質問の宛先が裁判員全員から特定の裁判員個人へと変更されること、つまり「現在の話し手による指名」の技法が用いられることで問題が解決される。このとき、指名された裁判員のみが発言する権利と義務を持つことになるからだ。

【抜粋 4】

- 05 J1: この同価値性について どのように
06 お考えですか
07 (6.0)
08 J1: ノムラさんは:
09 (0.8)
10 S1: えっ-t (.) 私はあると思います

抜粋 4 では 05-06 行目で裁判員全員に向けた質問がおこなわれるが、答えが出てこない裁判官は 8 行目で裁判員個人に意見の求めの宛先を変更する。それに対して 10 行目で裁判員は意見を述べている。裁判員は、07 行目(全員に向けた意見の求めの後)では答えなかった答えを、10 行目(自分に宛てられた意見の求めの後)では答えているのである。

続いて「どの順序で発言するか」問題については、一番端の裁判員がまず指名され、反対の端までの列が作られることで問題が解決される。



そしてその順序に沿って、裁判官は一人ずつ意見を尋ねていくのである。したがってここには次のようなやりとりが出現することになる。

- J1: ((指名))
S1: ((意見を述べる))
J1: ((意見を受けとめ、次を指名))
S2: ((意見を述べる))
J1: ((意見を受けとめ、次を指名))
...
S6: ((意見を述べる))
J1: ((意見を受けとめる))

こうした順々システムのもとでは、裁判員と裁判官のやりとりは、6 組の裁判官と裁判員ひとりのやりとりへと分割されている。それによって、複数の会話参加者がいるところで生じる問題が解決されているのである。

最後に、こうしたシステムのもつ功罪について触れておこう。このシステムは裁判員から発言を引き出し、また公平な発言機会を確

保するという点では優れている。また裁判官にとっても、ひとりの裁判官から意見を聞いた後、不明確な点に確認を求めたり、法的な表現に言い直したりする機会を確保できるという点で利点がある。他方、こうしたシステムのもとでは、裁判員どうしが直接言葉を交わす機会は失われる。裁判員どうしの討論を促すためには、こうしたシステムの外に出なくてはならない。

(2) 「順々」が崩れる場合

評議は、基本的には「順々」システムのように会議型の順番交替が維持されることで進行する一方で、場合によっては会議型のシステムからの逸脱が生じるが生じることがある。ここではふたつの場合についてその特徴を述べておこう。

会議型に関する補完

ひとつは「議長以外の裁判官の後で裁判員が発言を獲得する場合」である。これが生じる典型的な状況は、議長による意見の求めに対して裁判員が意見を答えた後、陪席裁判官がその意見に含まれる論点について、確認の求めをおこなう場合である。しかしながらこうした「逸脱」は、それが「順々」システムの途中で生じる場合ですら、必ずしも評議の進行を妨げるわけではない。むしろ、上記のような「確認の求め」は陪席裁判官のみならず議長である裁判長自身によっておこなわれることもある。

したがってこの「逸脱」は、以下のような意味で、会議型を補完するものとして登場していると考えられるように思う。すなわち、議長の意見の求めに対する裁判員の答えが、専門家の見地から見て何らかのあいまいさや不十分さを含んでいると感じられたとき、専門家である裁判官に対して（議長であるかどうかにかかわらず）確認の求めをおこなう機会が生じる。つまり、争点理解に関する専門性の違いが、順番交替上の役割配分を局所的に退けるのである。

日常会話型システムへの移行

それに対して、会議型からの逸脱がより大きく生じる場合もある。すなわち、議長による順番配分それ自体が中断され、評議の中に日常会話の順番交替システムが登場する場合である。

目下のところ、このような状況が登場する明確な条件をあきらかにするところまで研究は進んでいないしかしながら大まかな傾向性としては、次のような現象が観察できる。

1) 「順々」システムが採用されていないときには、採用されているときよりも日常会話型への移行は起こりやすい。

2) 「順々」システムが採用されていても、裁判員の発言順番が一巡した後は、「順々」の途中よりも日常会話型への移行が起こりやすい。

暫定的な結論だけを述べておけば、日常会

話型のシステムによって裁判員が発言順番を獲得する場合、そこで裁判員は、みずからの発言を裁判官に対してではなく他の裁判員に向けて発することをおこないやすい。そしてこのことは、評議の進行にとっては大きな意味をもつ。なぜなら、裁判員が他の裁判員に宛てて発言をおこなえるということは、裁判官から求められたことを答えるだけでなく、「他の裁判員の見解に合意」したり、逆に「反論」して新たな行為連鎖を開始したりといった活動をおこないやすいということの意味からである。やや大げさに言い換えればそれは、単に裁判官による進行に従うだけでなく、裁判員が一市民として主体的に議論や合意形成に参加しやすいということの意味するのである。

したがって、少なくとも裁判員による意見表明という観点から見た場合、よりよい評議コミュニケーションのためには順々システムの利点と日常会話型システムの利点をいかに評議の場で併用し、他方で両者の欠点を補うかが重要となるだろう。そうした実践の探求が今後の研究課題である。

<引用文献>

小宮友根, 「評議における裁判員の意見表明」『法社会学』77号, 2012, 167-196.

小宮友根, 「裁判員は何者として意見を述べるか」『法社会学』79号, 2013, 63-84.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計2件)

小宮友根, 2014, 「評議参加者はどのように『話し手』となるのか」日本法社会学会2014年度学術大会.

KOMIYA Tomone, 2014, "Some aspects of turn taking in Saiban-in deliberations as multi-party interactions", 4th International Conference on Conversation Analysis.

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小宮 友根 (KOMIYA Tomone)

東北学院大学・経済学部・准教授

研究者番号: 40714001